

総務省における検討状況

平成22年12月14日（火）

総務省

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長:堀部政男一橋大学名誉教授)において、青少年のインターネット利用環境の整備について、更なる取り組みの在り方を検討中。

検討体制

●親会

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」

概要

新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより生じた課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するもの。

構成員

座長:堀部政男一橋大名誉教授、座長代理:相田仁東大大学院教授 等

●ワーキンググループ 青少年インターネットWG

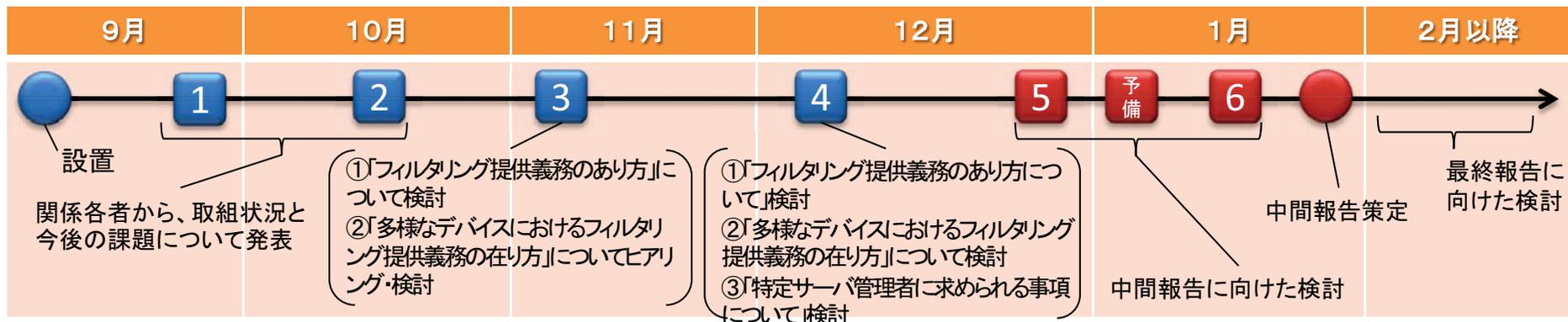
概要

青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の、青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討。

構成員

主査:堀部政男一橋大名誉教授
主査代理:藤川大祐千葉大教授、宍戸常寿東大大学院准教授 等

検討スケジュール



ワーキンググループにおける現在の検討状況①

本検討会において示された検討課題	ワーキンググループにおける検討状況
<p>案1: 保護者による青少年のインターネット利用の管理のあり方 青少年のインターネット利用の適切な管理等に努める保護者の責務を定める、青少年インターネット環境整備法(以下「法」という。)第6条に関し、保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要であることは言うまでもないところ、青少年のプライバシー意識の高まり等の環境変化や、保護者のネットリテラシー不足の問題もあり、必ずしも円滑になされているとは言い難い。こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援するツールのあり方について検討を行う必要があるのではないかと。</p>	<p>整理案(別紙1)に基づき検討中。 【整理案の主な内容】 青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡単に閲覧できるツールについては、青少年のプライバシーへの強い制約となるため、直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。</p>
<p>案2: 保護者等に対する実効性ある普及啓発のあり方 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を定める法第13条乃至第16条に関し、保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発のあり方について検討を行う必要があるのではないかと。</p>	<p>2月以降に検討される予定。</p>
<p>案3: 保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組 法第17条においては、青少年が携帯電話等を通じてインターネットを利用する場合にはフィルタリングサービスの利用が原則とされているところ、平成21年度内閣府調査によると、携帯電話等におけるフィルタリングの利用率は50%弱にとどまっていることから、携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普及に向けた、原因の分析及び抜本的な対策を検討する必要があると考えられる。 たとえば、法第17条においては、携帯電話等におけるフィルタリングの不使用・解除は保護者に委ねられているところ、上記調査によると、保護者がフィルタリングを利用しない理由としては、「子どもを信用している」(約42%)、「特に必要を感じない」(約29%)が上位を占めており、保護者が必ずしも子どものインターネット利用におけるフィルタリングの重要性・必要性を認識してはいないのではないかと指摘されている。そうした保護者の安易なフィルタリング不使用・解除を避ける方策について検討を行う必要があるのではないかと。 また、未成年利用の確認の徹底等の方策について検討を行う必要があるのではないかと。</p>	<p>整理案(別紙1)に基づき検討中。 【整理案の主な内容】 青少年のインターネット利用環境整備についてどのような対応策をとるべきかという判断を下す能力を持ち、責務を負い、権利を持つのは、一義的には、青少年を直接監護・教育する立場にある保護者であるが、責務の履行について保護者に相応のリテラシーが要求されているため、関係者(行政、関係事業者、学校、地域)は連携協力して、保護者の責務の履行を補助しなければならない。 その中で、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店並びにインターネット接続役務提供事業者(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等)には、保護者への判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う責務を負う。</p>

※整理案は、検討の段階にあり、ワーキンググループとしての結論ではない。

ワーキンググループにおける現在の検討状況②

本検討会において示された検討課題	ワーキンググループにおける検討状況
<p>案4:フィルタリングの実効性の向上(総務省) フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取組について検討を行う必要があるのではないか。</p>	<p>整理案(別紙1)に基づき検討中。(第三者機関に求められる取組については、12月下旬以降に検討される予定。) 【整理案の概要】 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店に対して、①フィルタリングサービスは、リスクの軽減に有効な手段であること、②ただし、フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること等について、説明を行うことを求める。</p>
<p>案5:新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務のあり方の検討 フィルタリング提供義務等を定める法第17条乃至第19条に関し、スマートフォン、SIMロック解除端末、3G接続可能なタブレット型PC、ゲーム機、インターネット対応型テレビ等の新たなインターネット接続機器について、フィルタリング提供義務のあり方について検討する必要があるのではないか。</p>	<p>整理案(別紙2)に基づき検討中。 【整理案の概要】 基本的考え方(下記)に沿って、問題に対処すべきではないか。 ・フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度の維持 ・青少年への影響が重大なサービスへの確実なフィルタリング ・青少年への影響が重大なサービスのメルクマールの確立 ・技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意</p>
<p>案6:特定サーバー管理者の責任のあり方 青少年有害情報等の流通に係る、特定サーバー管理者の責任のあり方について、民間主導を定める法第3条第3項の基本理念を踏まえ、検討を行う必要があるのではないか。</p>	<p>整理案(別紙3)に基づき検討中。 【整理案の概要】 青少年閲覧防止措置がとられていないケースが多いのではないか、連絡受付体制が整備されていないケースが多いのではないか、との指摘に対応し、実効性ある対策を検討する必要があるのではないか。ただし、検討にあたっては、インターネット上の表現の自由、成人の知る権利、インターネットの匿名性の利点に対する配慮が必要ではないか。</p>
<p>案10:各関係者に求められる責務の再整理 国及び地方公共団体、関係事業者並びに保護者の責務を定める法第4条乃至第6条に関し、各関係者によるこれまでの取組の効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理する必要があるのではないか。また、各関係者の協同を促進するための方策について検討を行う必要があるのではないか。</p>	<p>整理案(別紙1)に基づき検討中。 【整理案の概要】 青少年のインターネット利用環境整備についてどのような対応策をとるべきかという判断を下す能力を持ち、責務を負い、権利を持つのは、一義的には、青少年を直接監護・教育する立場にある保護者であるが、責務の履行について保護者に相応のリテラシーが要求されているため、関係者(行政、関係事業者、学校、地域)は連携協力して、保護者の責務の履行を補助しなければならない。その観点から、関係者の責務を再整理。</p>

フィルタリング提供義務の在り方についての意見

平成 22 年 12 月 3 日

藤川大祐

1. 基本的な考え方

○基本的な考え方

青少年のインターネット利用環境整備は、インターネットを適切に活用する能力（以下、「リテラシー」）の向上と、青少年のインターネット利用の管理（フィルタリング等）という 2 つの対応策を軸として展開される。2 つの対応策の比重は、青少年の発達段階に応じて変化させていくことが望ましい。低年齢層等のリテラシーの低い青少年への対応策は、インターネット利用の管理に重点を置き、青少年の発達に伴って段階的に管理の比重を軽くし、青少年の自律的な利用を前提とした対応策に移行していくことが望ましい。

青少年のインターネット利用環境整備についてどのような対応策をとるべきかという判断は、青少年の置かれている環境やその発達段階や教育方針に応じて様々になり得るため、かかる事項に適切な判断を下す能力を持ち、責務を負い、権利を持つのは、一義的には、青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。しかしながら、ICT 技術の急速な発達に伴うインターネット上のサービスの多様化等の事情を鑑みると、責務の履行について保護者に相応のリテラシーが要求されており、保護者が単独で責務を履行することは現実的ではない。こういった事情に対応し、関係者（行政、関係事業者、学校、地域）は連携協力して、保護者の責務の履行を補助しなければならない。

法の施行以降、民間の各関係者（教育関係者、事業者、民間団体等）による主体的・自立的な取組がなされ、フィルタリングの普及等、インターネットの利用環境整備に効果をあげてきた。青少年インターネット利用環境整備に係る施策は、当面、新たな法規制ではなく、こういった民間の取組をさらに支援することでなされることが望ましい。

2. 各関係者の責務、各関係者に求められる事項

2-1. 保護者関係

○責務

先述のとおり、保護者は、その保護する青少年のインターネット利用環境整備に係る対応策について、青少年の発達段階や教育方針に応じて適切に判断する責務を負う。保護者は、かかる事項に適切な判断を下すために必要な知識・

能力を身につけることが求められる。具体的には、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを積極的に認識すること、青少年のインターネットの利用の状況と青少年のリテラシーを適切に把握すること、及び保護者自らのリテラシーを向上させることが挙げられる。

○当面求められる事項

前述の責務に照らし、保護者には特に以下の事項が求められる。

- ✓ 新たにインターネット接続サービスを青少年に利用させる場合には、発達段階に応じた適切な利用ルールを定め、ルールの履行状況を継続的に管理することが求められる。その際、家族間のコミュニケーションや青少年の生活習慣に与える影響について特に留意することが求められる。
- ✓ フィルタリング等のインターネット利用の管理の比重を軽くし、青少年の自律的な利用を前提とした対応策に移行する場合は、青少年のリテラシーが十分な水準に達していることが前提となる。青少年本人の申し出のみによらず、日常の家庭内での会話の内容等に基づき、リテラシーの水準を慎重に評価することが求められる。

○リテラシーが十分でない保護者への対応

リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘がある。こういった状況に対応するため、保護者の判断を制限する取り組み（フィルタリング設定義務化、フィルタリング解除理由の制限）が検討され、一部自治体の条例で実施されている。

こういった取り組みは、フィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられる。しかしながら、基本的な考え方に沿えば、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、保護者が自らの教育方針等に基づきフィルタリング解除が適切と判断しても解除ができない場合があり得るというデメリットが生じることを斟酌すれば、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきである。なお、たとえ各地方の実態に鑑みた例外的な措置といっても、保護者の判断権を完全に制限する取り組み（フィルタリング完全義務化）は、過度に保護者の判断を制限しており、行うべきではない。

もちろん、リテラシーが十分でない保護者が、十分な判断材料に基づかずに安易に判断するリスクへの対応策は慎重に検討されるべきである。実際、フィルタリングをかけない場合の危険性やフィルタリングをかけた場合にもカスタマイズ等の選択肢があることについての認識がない場合が、かなり多いと考えられる。しかしながら、対応策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、関係各者が保護者に対して適切に判断をサポートすることによって図られるべきである。

○保護者によるインターネットの利用履歴の閲覧について

保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握する責務が課せられているが、特に携帯電話インターネットについてはそのパーソナル性から、外出先や個室での利用等、保護者が利用状況を把握することが困難な場合がある。これを容易にするために、青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールを利用可能にすべきとの指摘がある。

しかしながら、当該ツールは利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーへの強い制約となるため、この点を斟酌すれば、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。そもそも、保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすべきである。

2-2. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者関係

○責務

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で確実に提供する責務を負う。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う責務を負う。

○当面求められる事項

前述の責務に照らし、携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

✓ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は保護者の適切な判断に資するため、以下の事項について、説明を行うことが求められる。

①保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する責務が課せられていること。

②携帯電話インターネットサービスの利用にあたって、違法情報及び青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること。

③フィルタリングサービスは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること。

※ 特に、利用者が13歳未満の青少年の場合には、最も閲覧範囲が限定されたリスクの低い方式（ホワイトリスト方式等）を推奨する等、年齢段階に

応じた適切な方式が推奨されることが望ましい。

- ✓ なお、フィルタリング不使用/解除申告時には、上記に加えて以下についても説明を行うこととする。

①フィルタリングを利用させずに携帯電話インターネットサービスを利用させる場合は、保護者が、フィルタリングなしでも青少年のインターネット利用状況を把握・管理できることが前提となること。

②フィルタリングサービスに加入していても、サービスの種類の選択やカスタマイズ機能の利用によっては、青少年に広く利用されている代表的なSNSサービスは閲覧可能であること

③フィルタリングを利用しない場合、違法情報及び青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まること。(できるだけ具体的な例をあげて説明することが求められる。例：「青少年が容易に、違法情報が掲載されているサイト、出会い系サイト、アダルトサイト、残虐なコンテンツにアクセスできること。」)

④統計的に、青少年健全育成条例違反等の福祉犯被害に遭う青少年は、フィルタリングサービスに加入していない率が非常に高いこと。(98.5%)

- ✓ 確実にフィルタリングサービスを提供できるよう、サービス導入前に端末機器メーカー等の関係者とフィルタリング提供方法について確認を行うことが求められる。

○契約代理店について

今日、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約締結事務は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が自ら行うのではなく、契約代理店を通して行われる形態が一般的である。インターネット上の青少年保護を更に推進する観点からは、上述の携帯電話インターネット接続役務提供事業者に求める説明事項を、契約代理店にも求めることが必要である。

2-3. インターネット接続役務提供事業者関係

○責務

インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール(フィルタリング機能等)を、容易に利用可能な形で確実に提供する責務を負う。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシーの向上等のサポートを行う責務を負う。

○当面求められる事項

前述の責務に照らし、インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

- ✓ インターネット接続役務提供事業者は、以下の事項を、ウェブサイト上での掲載その他の方法によって、利用者が容易に知り得る状態に置くことが求められる。
 - ①保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する責務が課せられていること。
 - ②携帯電話インターネットサービスの利用にあたって、違法情報及び青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること。
 - ③フィルタリングサービスは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること。
- ✓ 利用者から求められた際に、確実にフィルタリングサービスを提供できるよう、サービス導入前に端末機器メーカー等の関係者とフィルタリング提供方法について確認を行うこと。

2-4. フィルタリング関係事業者関係

○責務

フィルタリング関係事業者（フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリングサービス提供事業者及びリスト提供事業者）は、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する責務を負う。

カテゴリ分類を含むフィルタリングの基準を設定する機能と個別の情報の基準への該当性を判断する機能については、表現の自由の観点から、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からの一定の独立性、基準設定の透明性を確保することが必要である。

フィルタリングサービスは保護者によるインターネット利用管理の重要なツールとなっていることを自覚し、フィルタリングの基準については、保護者の視点・感覚を反映したものとなるようにメンテナンスする責務を負う。

○当面求められる事項

前述の責務に照らし、フィルタリング関係事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

- ✓ 現在、フィルタリング関係事業者によって、利用者意向に配慮したフィルタリングサービスが提供されているが、さらに利用しやすいものとするため、以下のフィルタリングサービスの導入等に向けて、検討を進めることが求められる。
 - ①年齢階層等の発達段階に対応した分かりやすい表現の採用（中学生向けコース、高校生向けコース等）

②発達段階に応じた多様なフィルタリングサービスの提供と利用者年齢に合わせた適切な提供

- ✓ フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、行政等からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保する仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる。
- ✓ フィルタリングの基準が、保護者の視点・感覚をより反映したものとなるような仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる。

多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について
－検討のポイント－

平成22年12月3日
藤川大祐

問題の所在と検討の方向性

■限界事例の出現

- スマートフォン等の公衆無線LANに接続可能な携帯電話端末や携帯電話回線の利用が可能なスレート型パーソナルコンピュータ等の多様なサービスが出現。
- こういったサービスの一部について、携帯電話インターネット接続役務として**法第17条の義務の対象となるか否か不分明な状態。**
(例: 子どものスマートフォンにフィルタリングがかかっていると安心していたら、①家庭内無線LANや公衆無線LANを経由して問題のあるサイトに接続できてしまっていた。②ダウンロードしたアプリやブラウザを通じて問題のあるサイトに接続できてしまっていた。子どもが携帯用ゲーム機のブラウザ機能を通じて、問題のあるサイトに接続しているようだ。)

■端末機器の設定を要するフィルタリング方式の進展

- 携帯電話端末の高機能化等に伴い、端末機器の設定を要する方式(インストール方式や参照サーバ方式)が採用され始めている。
- 一方、**法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者にのみフィルタリング提供義務を課し、端末製造事業者には義務を課しておらず、必ずしも携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務の履行が円滑に進められていないとの指摘。**

■「利用を条件として提供」の解釈

- 法第17条は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、「フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供」するよう義務づけているが、**具体的にどのような対応をとれば義務を果たしたのか不分明な状態。**
(例: 子どものスマートフォンにフィルタリングをかけようとしたが、販売店では設定されず、設定手順書を渡された。設定を怠っていたところ、子どもが問題のあるサイトに接続していた。)

■検討の方向性

- ✓ 本WGは、「青少年のインターネット利用環境の整備のためのさらなる取組の在り方を検討」することとされており、**問題への対処は、単なる条文への当てはめではなく、法の趣旨に立ち返って「基本的な考え方」を確立した上での検討が必要ではないか。**
- ✓ 問題への対処は、**基本的には民間の自主的な取組を期待するが、法改正によって取組を推進することも検討する必要があるのではないか。**

基本的な考え方

★「基本的考え方」を以下のとおり確立し、これに沿って問題に対処すべきではないか。

■フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度の維持

法は、青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響と事業者に対して必要以上の規制とならないこと等の事情を総合的に勘案し、サービスによってフィルタリング提供義務の軽重に差異を設けている。この点は現在も変化していないため、フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度は維持すべきである。

■青少年への影響が重大なサービスへの確実なフィルタリング

青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスについては、サービス利用開始時にフィルタリングが確実にかかるようにすべきではないか。

■青少年への影響が重大なサービスのメルクマールの確立

青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスか否かのメルクマールは、以下の2点ともに満たすサービスとすべきではないか。

i) パーソナル性の高いサービス

青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性の低いサービス

ii) 青少年利用の多いサービス

青少年がこれを利用して青少年有害情報を閲覧する可能性が高いサービス

■技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意

制度が、(例えばネットワーク・フィルタリングの進展を促進するなど)フィルタリング技術の進展を歪めることのないようにすべきではないか。また、技術革新に一定の柔軟性を持った制度とすべきではないか。

具体的な対応① フィルタリングの確実な提供

端末、ネットワーク、ブラウザに区分して、それぞれ青少年への影響が重大なサービスかどうかを判断すべきではないか。

★検討のポイント: パーソナル性が高いサービスか、青少年利用の多いサービスか

■ 端末

★パーソナル性が高く、青少年利用が多い端末はどれか。

携帯電話端末、スマートフォン、スレート型PC、モバイルPC、デスクトップPC、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、テレビ受像器、データカード、モバイルWiMAXルータ 等

■ ネットワーク

★パーソナル性が高く、青少年利用が多いネットワークはどれか。

有線/無線、携帯電話ネットワーク(2G、3G、3.9G(LTE等))、公衆無線LAN、家庭内無線LAN 等

■ ブラウザ

★パーソナル性が高く、青少年利用が多いブラウザはどれか。

組み込み型(プリインストール)ブラウザ、事後的にダウンロードされたブラウザ、いわゆるアプリ 等

青少年への影響が重大な端末、ネットワーク及びブラウザを用いたサービスについては、サービス利用開始時にフィルタリングが確実にかかるようにすべきではないか。

具体的な対応② サービス開始時におけるフィルタリング実装の確保

携帯電話インターネット接続役務等の、青少年への影響が重大なサービスについては、サービス提供開始時に、フィルタリングが実装されている状態にしておくことが求められるのではないか。

例えば、

- ✓店頭で携帯電話端末等を利用者に手渡しした際に、フィルタリングが確実に実装されていることを求めるべきではないか。
- ✓フィルタリング実装にあたって、利用者に複雑な操作を要求することのないよう求めるべきではないか。

具体的な対応③ 関係者間の協力の推進

携帯電話インターネット接続役務提供事業者又はインターネット接続役務提供事業者と、端末機器メーカーの間の協力関係を推進する必要があるのではないか。

★検討のポイント: 技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意

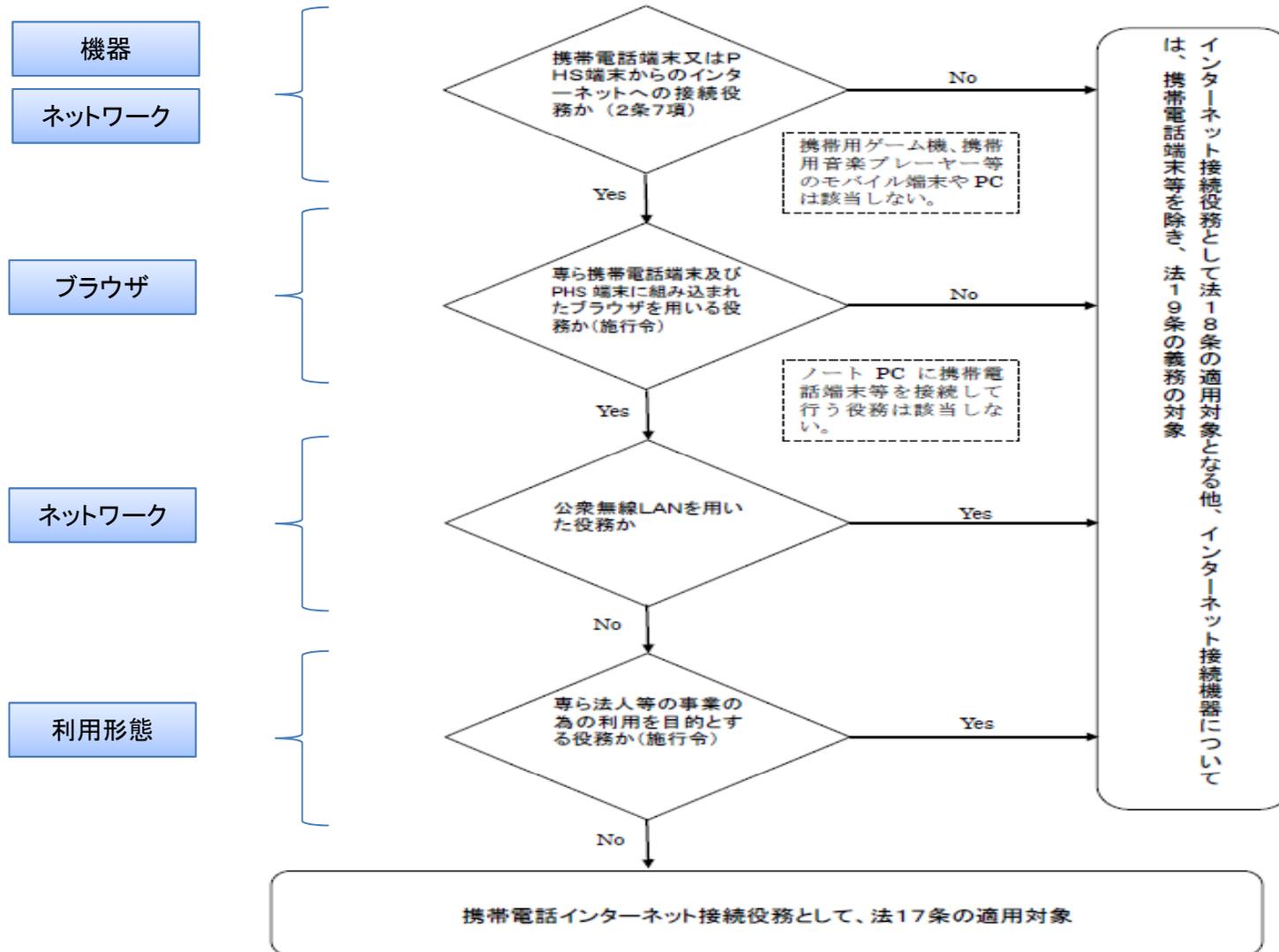
例えば、

- ✓サービスのリリース前に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又はインターネット接続役務提供事業者と端末機器メーカーで、フィルタリングサービスが確実に提供されることを確認するよう求めるべきではないか。
- ✓特に、(法において、端末機器メーカーには携帯電話端末及びPHS端末へのフィルタリング提供義務が課せられていないため) 端末機器メーカーに、携帯電話インターネット接続役務提供事業者への協力を求めるべきではないか。

参考：青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリングサービス提供義務

対象	義務	
携帯電話インターネット接続役務提供事業者	原則提供	携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。(法17条)
インターネット接続役務提供事業者	求められたときに提供	インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法18条) ※「提供」とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することも含む概念である。(条文解説)
インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者	利用を容易にする措置を講じた上で販売	インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法19条) ※ フィルタリングソフトウェアをインストールすることが容易な端末の製造事業者がとるべき方法としては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることが例示されている。また、フィルタリングソフトウェアを組み込むことが難しい端末についても、プロキシサーバー設定機能を用いることによりフィルタリングサービスを受けたり、限られたサイト以外へのアクセスの際には保護者のパスワード入力を要求したりすることなどの措置を講ずることができることから、プロキシ設定に係るショートカットを活用しやすい場所に設置しておくなどの当該機能の活用を促す措置を講ずることにより、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。なお、販売時に、部品やソフトウェアの組合せを消費者の選択に応じてカスタマイズして販売する方式をとる場合等において、契約書に確認欄を設けるなど明示的に消費者にフィルタリングの利用の意思を確認し、利用を希望する場合には青少年有害情報フィルタリングサービスを提供し、希望しない場合には提供しないといった選択肢を用意する場合も、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。(条文解説)

参考:フィルタリング提供義務規定の適用にあたっての判断基準



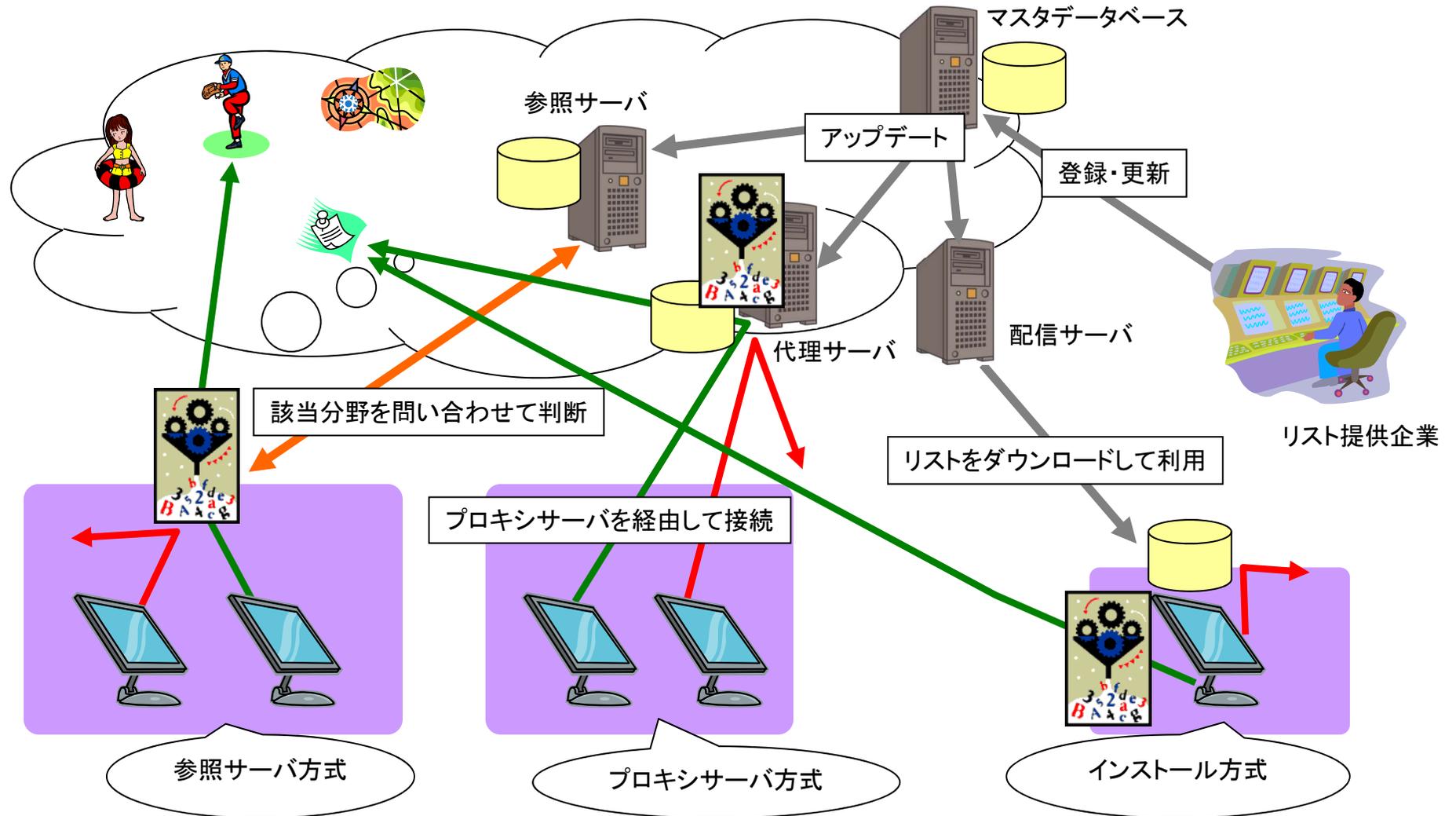
(出所:「保護者のためのフィルタリング研究会」総務省提出資料)

参考:フィルタリングの方式

	端末側に負荷 ← → ネットワーク側に負荷			
方式	インストール方式	参照サーバ方式	プロキシ方式	パケットフィルタリング方式
説明	フィルタリング対象となるPC内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、同ソフトウェア内に保持したフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	フィルタリング対象となる機器内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、インターネット上の指定されたサーバ内に保持されたフィルタリング該当サイトリストと突合することで、サイトへの通信を遮断する方式	全ての通信をHTTPプロキシ経由で行わせることで、該当のHTTPプロキシにて通信の宛先となるURL情報をフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	通信パケットに含まれる宛先IPアドレスもしくはHTTPコンテンツ部に含まれるURL情報に基づいて通信を遮断する方式
代表的な機器/サービス	大部分のPC向け	<ul style="list-style-type: none"> 一部のPC向け (ISPによるサービス) 一部のスマートフォン向け 	<ul style="list-style-type: none"> 一部のPC向け (ISPによるサービス) 大部分の携帯電話インターネット向け 大部分のスマートフォン向け 	ごく一部のPC向け (ISPによるサービス)
利用者による端末機器の設定	ソフトのインストールが必要	ソフトのインストールが必要	原則不要	原則不要
端末機器への負荷	高	中	低	低
ISP等のサービス提供者への負荷	なし	中	高	非常に高

※上記は一般的な評価であり、全ての事例にあてはまるものではない。

参考:フィルタリングの方式



出所: 保護者のためのフィルタリング研究会

特定サーバー管理者に求められる事項について (検討のポイント)

平成22年12月3日

宍戸常寿

特定サーバー管理者とは

■青少年インターネット環境整備法上の定義

(定義)

第2条第11項 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー(以下「特定サーバー」という。)を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

■青少年インターネット環境整備法関係法令条文解説(*)

「特定サーバー管理者」は、営利を目的とすることを要件としておらず、官公庁、企業、大学等が、特定サーバーを設置して使用させている場合についても対象となる。具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者であれば、該当しうるものである。

(*)青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説
(平成21年3月 内閣府 総務省 経済産業省)

青少年インターネット環境整備法上の特定サーバー管理者の義務規定

■青少年閲覧防止措置に係る努力義務

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第21条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

【青少年インターネット環境整備法関係法令条文解説】

- ・「青少年閲覧防止措置」には、管理権限に基づいて公衆が閲覧できないようにする措置のみならず、青少年が閲覧できない会員サイトへの移行やフィルタリングソフトとの連動も含まれると解される。
- ・特定サーバー管理者にも企業から個人まで様々な者が含まれ、また青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースがありうることから、本条は努力義務とされている。

*「他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき」に限定した努力義務であることに留意

■青少年有害情報連絡受付体制整備に係る努力義務

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第22条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

*努力義務であることに留意

■青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存に係る努力義務

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第23条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

*努力義務であることに留意

問題の所在と検討の方向性

■ 青少年閲覧防止措置がとられていないケースが多いのではないか

青少年閲覧防止措置(ゾーニングや削除等)がとられていないウェブサイトが多数存在するのではないか。また、法第21条の努力義務について、個人を中心に特定サーバー管理者に周知が進んでいないのではないか。

(例) インターネット・ホットラインセンターが平成22年上半期に実施した有害情報の削除要請に対して、3割以上が削除されていない。

(内閣府 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会(第7回)公表資料参照)

■ 連絡受付体制が整備されていないケースが多いのではないか

外部からの連絡先が明らかでないウェブサイトが多々存在するのではないか。また、法第22条の努力義務について、個人ブログの管理者等、特定サーバー管理者に周知が進んでいないのではないか。

(例) インターネット・ホットラインセンターが平成22年上半期に受理した有害情報につき、有害情報が掲載されていた97サイトのうち52サイトがメールアドレスや問い合わせフォーム等の連絡先を掲載しておらず、削除依頼先が判明していない。(内閣府 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会(第7回)公表資料参照)

★ 検討の方向性

- ・これらの問題について、実効性ある対策を検討する必要があるのではないか。
- ・検討にあたっては、インターネット上の表現の自由、成人の知る権利、インターネットの匿名性の利点に対する配慮が必要ではないか。

具体的な対応1 青少年閲覧防止措置の実効化

1-1 青少年閲覧防止措置の法的義務への引き上げ

現在努力義務とされている青少年閲覧防止措置を法的義務に引き上げることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 特定サーバー管理者に対する過度な負担とならないかな。
- 青少年有害情報の判断が難しいのではないかな。
- インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

1-2 青少年有害情報監視義務規定の創設

青少年有害情報を常時監視する義務を規定することも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 特定サーバー管理者に対する過度な負担とならないかな。
- インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

1-3 青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設

青少年有害情報に閲覧防止措置を講じた特定サーバー管理者の対発信者に対する責任を免除する規定を設けることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 青少年有害情報でない情報まで積極的に削除されないかな。
- 成人の知る権利に対する過度な制約とならないかな。

1-4 特定サーバー管理者間の自主的なモデル約款整備

上位の管理者が下位の管理者に青少年閲覧防止措置を働きかけるような約款を整備することも考えられるのではないかな。

具体的には、下位の管理者が管理する特定サーバー上の青少年有害情報について、上位の管理者が下位の管理者に通知したにも関わらず、一定期間経過後も下位の管理者が何の返答も行わない場合、上位の管理者が下位の管理者の特定サーバーにつき、青少年閲覧防止措置を講じうるとの条項を設けることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： インターネット上の表現に対して事実上萎縮効果を及ぼさないかな。

具体的な対応2 青少年有害情報連絡受付体制整備の実効化

2-1 連絡受付体制整備義務の法的義務への引き上げ

現在努力義務とされている連絡受付体制整備を法的義務とすることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント：インターネット上の匿名性の利点を害するのではないかな。
インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

2-2 特定サーバー管理者間の自主的なモデル約款整備

上位の管理者が下位の管理者に連絡受付体制整備を働きかけるような約款を整備することも考えられるのではないかな。

具体的には、青少年有害情報の発信が多数回にわたった特定サーバーを管理する下位の管理者に対して、上位の管理者が連絡受付体制を整備するよう催告、要請する条項を設けることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント：インターネット上の匿名性の利点を害するのではないかな。
インターネット上の表現に対して事実上萎縮効果を及ぼさないかな。